

屋内退避訓練 参加方法

原子力発電所で事故が発生した場合、自宅など建物の中に入ること、放射線の影響を回避したり、低減したりすることができます。

訓練に参加する前に、**緊急速報メール** の受信確認・登録を！(詳細は表面参照)

緊急時に災害情報を特定エリアへ一斉送信するサービスです。

実際に行う場合

屋内退避行動チェックリストを参考に、実際に行動してみましょう。



屋内退避行動 チェックリスト

- ☐ 建物の中へ入る
- ☐ 放射性物質の侵入を防ぐため、外気を遮断する
(玄関とすべての窓をしめる・換気扇を止める)
- ☐ 手洗い、うがいをする
- ☐ 情報収集する
- ☐ 食品はフタやラップをする
- ☐ 避難に備えて非常用持出品を準備する
(マイナンバーカード、保険証、常備薬など)
- ☐ 屋内避難に備える
(日頃から3日分の水・食料の備蓄を心がけてください)

スマホで行う場合



屋内退避に関する動画視聴とアンケートに答えることで、どこでも訓練に参加できます。

<https://forms.gle/75r5A7kDde6jVxib8>

◀ 詳細はこちらから！

当日行う方

1. 緊急速報メールを受けとる
2. メールのリンクから
スマホ訓練フォームにアクセス
3. 動画の視聴・アンケートに答えて訓練完了！

当日忙しい方

1. 今すぐ上記の QR、URL から訓練に参加できます。
2. 動画の視聴・アンケートに答えて訓練完了！

協力：福井大学附属国際原子力工学研究所
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 東日本大震災・原子力災害伝承館

令和7年度

福井県原子力 総合防災訓練

Fukui Prefecture Nuclear Emergency Preparedness and Response Exercise

実施日 令和7年 10月25日 土



関西電力(株)美浜発電所を対象とした原子力総合防災訓練を実施します。



訓練の概要をこちらから動画で確認できます。
<https://vimeo.com/1123501320/00b82879fa>

① 住民避難訓練

あらかじめご案内させていただいた方は、各市町からの指示に従って訓練に参加してください。

訓練実施市町

・美浜町 ・敦賀市 ・若狭町 ・小浜市
・南越前町 ・越前市 ・越前町

主な訓練内容

・県内外への住民避難 ・避難退域時検査
・安定ヨウ素剤配布 等



緊急事態の進展の状況は、こちらの QR から LINE の「令和7年度福井県原子力総合防災訓練」を友だち追加することでご覧いただけます。

② 屋内退避訓練

下記の対象地域にお住まいの方は、屋内退避訓練にご協力ください。

対象地域 ※美浜発電所から概ね 5~30km 圏内

・美浜町全地区 (丹生地区、竹波地区、菅浜地区は 5km 圏内のため対象外)
・敦賀市全地区 (白木地区は 5km 圏内のため対象外)
・若狭町全地区 ・小浜市全地区 ・南越前町全地区
・越前市全地区 ・越前町全地区

日時

10月25日(土) 午前8時30分~9時30分頃

防災行政無線、緊急速報メールなどによる各市町からの屋内退避の指示に従って訓練に参加してください。

緊急速報メールの受信設定方法

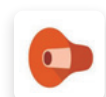
キャリアごとの緊急速報メール受信アプリ



ソフトバンク



ドコモ



au

※機種やキャリアにより設定方法が異なる場合があります。

詳しくは「緊急速報メール(ご自身の機種やキャリア)受信方法」等で検索してください。

受信設定方法

Android の場合

- ①「設定」を開く
- ②「通知」を表示
- ③「緊急速報メール」を表示
- ④「緊急速報メールを許可」をオンにする

iOS の場合

- ①「設定」を開く
- ②「通知」または「通知センター」を開く
- ③「緊急速報」をオンにする

緊急速報メールの受信設定方法は、お使いの端末によって異なります。訓練に関する問い合わせ先では対応いたしかねますのでご了承ください。

緊急速報メールに登録すると、訓練当日に自治体から訓練情報が届きます。訓練の参加方法は、裏面に記載してありますのでご覧ください。スマホからも参加できます。

※これは地震、大雨など災害時の情報をリアルタイムで受け取るための設定です。

訓練に関する
問い合わせ先

福井県危機管理課
美浜町エネルギー政策課
敦賀市危機管理対策課
若狭町環境安全課

TEL: 0776-20-0236
TEL: 0770-32-6716
TEL: 0770-22-8166
TEL: 0770-45-9126

小浜市防災防犯課
南越前町総務課防災安全室
越前市防災危機管理課
越前町防災安全課

TEL: 0770-64-6006
TEL: 0778-47-8016
TEL: 0778-22-3081
TEL: 0778-34-8721

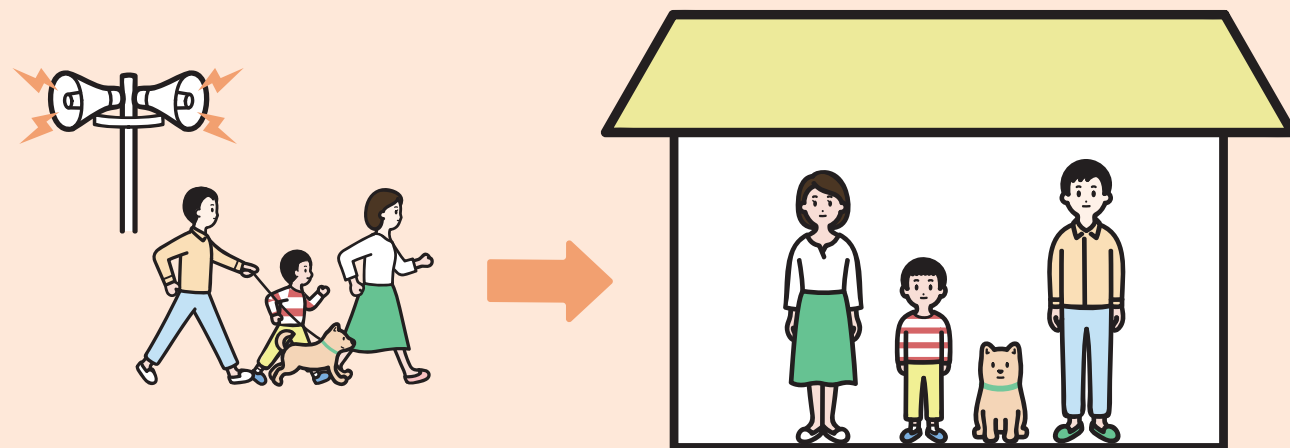
原子力発電所から おおむね

5~30km圏内に

お住まいのみなさまが行う

屋内退避について

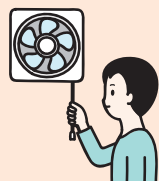
災害などにより原子力発電所の状態が悪化した場合は、無理な避難による無用な被ばく等のリスクを避けるため、行政の指示に従い、放射性物質の放出に備えて「屋内退避」を開始してください。



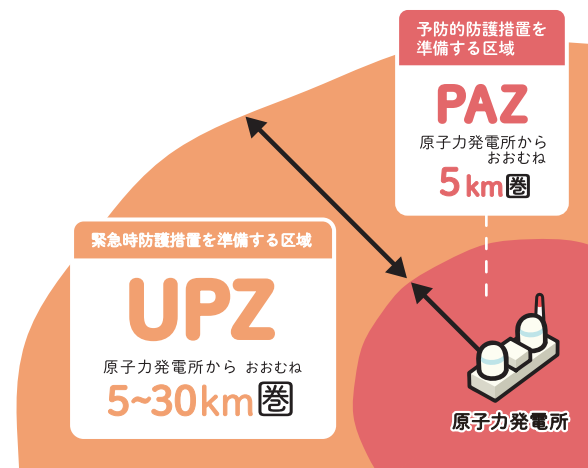
屋内退避をしたら…



戸締まりをする



換気設備を止める



*PAZ: Precautionary Action Zone
*UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone



UPZにお住まいの方の

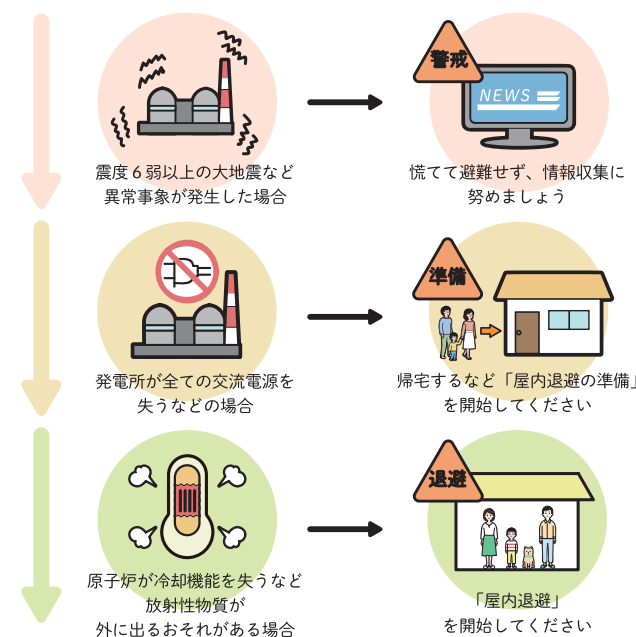
屋内退避



Q どんな状況で「屋内退避」を開始するの？

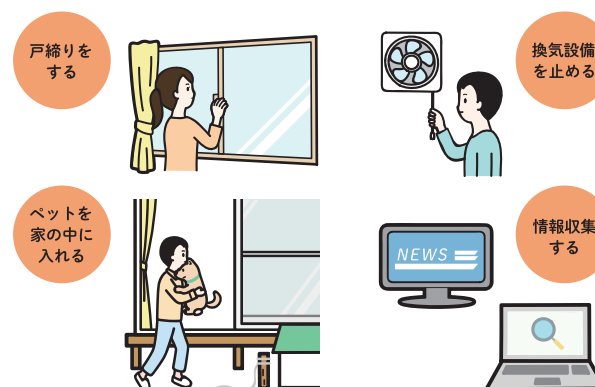
A 原子力発電所から放射性物質が漏れ出るおそれのある緊急事態時に「屋内退避」を開始することになります。

屋内退避の開始の際には行政からその指示があります。
ただし、津波等の自然災害に対する命を守る行動を優先してください。



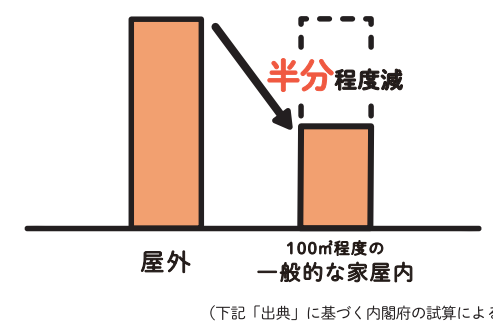
Q 「屋内退避」したら、何をすればいいの？

A ドアや窓を閉める、換気設備を止めるなど、以下のことを行ってください。



Q 「屋内退避」は、どのくらい被ばくが抑えられるの？

A 100m程度の一般的な家屋内では建物の気密性と遮へい効果により放射線の被ばく量は半分程度低減することがわかっています。



Q なぜすぐに避難しないの？

A 慌てて避難すると、避難渋滞に巻き込まれ渋滞中に被ばくしたり、体調が悪化するなど、様々な危険が伴います。また、万が一、放射性物質が放出され、お住まいに流れてきたとしても、屋内退避により被ばくを低減することができます。仮に一時移転等が必要となった場合*は、行政からお知らせしますので、それまでは行政の指示に従い屋内退避を続けてください。 ※外の空間線量率が継続的に20μSv/hを超える場合

屋内退避を続ける必要がなくなれば、行政からお知らせします。

参考

外の空間線量率が20μSv/h程度である地域に留まり続けたとしても、追加で受ける被ばく線量は初めの年でも自然放射線による年間の被ばく線量と同程度*に過ぎません（その後、線量はさらに下がっていきます）。そのため、行政の指示に従って落ち着いて行動しましょう。

※物理的な減衰、雨水、風等の自然要因による拡散減衰等によるもの。

(下記「出典」より)